

ごみの野焼き禁止について

野焼きは 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」 により禁止されています。

「野焼き」は、地面で直接焼却する場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴・法で定められた基準を満たしていない焼却炉での焼却行為も含まれます。一般家庭でのごみの焼却は「野焼き」に該当します。

よくあるご質問

なぜ「野焼き」はいけないのでしょうか？

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」といいます）で原則として禁止されています。「野焼き」を行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また「野焼き」では通常焼却温度が 200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシン類の発生原因になるとも言われています。

「野焼き」を行った者には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか又は両方が科せられる場合があります。

ごみは、町指定ごみ袋に入れて、決められた収集日に出しましょう！
ごみの分け方・出し方でわからないことがありましたら、お問い合わせください。



ごみの野焼き

お問い合わせ

鯉ヶ沢町役場 総合窓口課 生活衛生班

電話 72-2111